

結婚式総合保険「佳き日のために」約款の記載誤りについて

結婚式総合保険「佳き日のために」約款について、一部記載誤りがあることが判明いたしました。なお、いずれの記載誤りも、契約内容ならびに補償内容等に影響があるものではなく、ご契約者様に不利益のある内容ではございませんのでご安心ください。

該当箇所は下記の正誤表のとおりとなります。なお約款につきましては、正しい内容に修正済みです。ご契約者様には多大なるご心配をおかけ致しますこと、深くお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう努めてまいりますので何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

(正誤表)

	該当箇所	誤	正
1	第4条の2（非対面インターネット申込みの場合の保険期間の特例）（1）	第54条[インターネット通信による保険契約の申込み]の方法により保険契約を申し込む場合	第53条[インターネット通信による保険契約の申込み]の方法により保険契約を申し込む場合
2	第29条（保険金の支払） （2）②	第18条 [保険金をお支払いしない場合] に規定する事由に該当する事実	第19条 [保険金をお支払い <u>できない</u> 場合] に規定する事由に該当する事実
3	第54条（保険契約の申込み—保険料のクレジットカード払込方式）（1）	会社は、第54条の申込みの表示を受けた場合、	会社は、第53条の申込みの表示を受けた場合、
4	第54条（保険契約の申込み—保険料のクレジットカード払込方式）（3）	②の行全体が表示されていない。	<u>② ①によりクレジットカードの有効性が確認されたときをもって、保険料が払い込まれたものとして。</u>
5	第55条（保険契約の申込み—クレジットカード払込方式以外の保険料払込方式） （1）	第55条以外の保険料払込方式で保険の申込みをする場合は、 （中略）第54条の申込みの表示に必要な通信手段等の情報を通知することとします。	第54条以外の保険料払込方式で保険の申込みをする場合は、 （中略）第53条の申込みの表示に必要な通信手段等の情報を通知することとします。
6	第55条（保険契約の申込み—クレジットカード払込方式以外の保険料払込方式） （2）	第54条の申込みの表示がなされた場合	第53条の申込みの表示がなされた場合
7	第62条（クレジットカード払い以外の払込方法への変更） ②	第61条[保険料の払込方法等](4)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合	第60条[保険料の払込方法等](4)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合

◆本件に関するお問い合わせ◆

株式会社あそしあ少額短期保険 : 電話番号 03-3265-9290 (平日9時から17時)

〒102-0073 東京都千代田区九段北3丁目2番5号 九段北ビル2階